

令和3年4月18日（日）は、 与那原町議会議員一般選挙の投票日です。

投票所：与那原町観光交流施設

時間：午前7時00分から午後8時00分まで

告示日：令和3年4月13日（火）

【投票できる方（選挙権）】

- ① 日本国民であること
- ② 平成15年4月18日以前（4月19日生まれを含む。）に出生した者
- ③ 令和3年1月12日以前から与那原町に住所を有する者
※ 住民票の登録が要件となります。



与那原町外へ転出された方は投票できません。

【立候補できる方（被選挙権）】

- ① 満25歳以上の日本国民であること
- ② 与那原町議会議員一般選挙の選挙権がある人

立候補予定者事前説明会（終了しました。）

○令和3年3月5日（金）午後5時30分～

○与那原町コミュニティセンター 集会室



[立候補予定者説明会配布資料]

[候補者等の手引き](#) (PDF)

- ◆ [選挙運動に関する道路交通法上の取扱について](#) (PDF)
- ◆ [選挙郵便のご案内](#) (PDF)

[選挙公報の手引き](#) (PDF)

- ◆ [選挙広報掲載申請書](#) (Word)
- ◆ [選挙公報掲載原稿用紙](#) (Excel)
- ◆ [選挙公報掲載原稿用紙](#) (Word)

[立候補届出書類・諸届出書類・収支報告書](#) (Word)

※記載例は、候補者等の手引きを参考にしてください。

- ◆ [選挙運動費用収入簿・支出簿](#) (Word)

[公費負担の手引（記載例含む）](#) (PDF)

- ◆ [選挙運動用自動車の公費負担様式（一式）](#) (Excel)
[選挙運動用自動車契約書見本（自動車、燃料、運転手）](#) (Word)
- ◆ [選挙運動用ビラの公費負担様式（一式）](#) (Excel)
[選挙運動用ビラ契約書見本](#) (Word)
- ◆ [選挙運動用ポスターの公費負担様式（一式）](#) (Excel)
[選挙運動用ポスター契約書見本](#) (Word)

[与那原町議会議員一般選挙ポスター掲示場所（予定）](#) (PDF)

期日前投票

第1期日前投票所

令和3年4月14日（水）～4月17日（土）

午前8時30分～午後8時00分

与那原町観光交流施設

第2期日前投票所

令和3年4月15日（木）～4月17日（土）

午後2時00分～午後7時00分

マリンプラザあがり浜（ATMコーナー付近）

※[投票入場ハガキの裏面「期日前投票宣誓書」](#)に記入し、来場されると投票が円滑に行えます。投票入場ハガキが、ご自宅に届いてない場合若しくは紛失した場合等でお手元がない場合でも、「選挙人名簿」に登録されていることが確認されれば投票できますのでお気軽にお問い合わせください。



本人確認のため免許証等の身分証明書の提示を求める場合もございますのであらかじめご準備ください。

不在者投票

- ① 仕事や旅行などで滞在先での不在者投票
- ② 病院や老人ホームでの不在者投票
- ③ 郵便等による不在者投票

① 仕事や旅行などで滞在先での不在者投票

仕事や旅行などで、選挙期間中に名簿登録地以外の市町村に滞在している方は、滞在先の選挙管理委員会で不在者投票ができます。



滞在先の選挙管理委員会が選挙期間中でない場合は、勤務時間中となりますので注意してください。(各市区町村で異なります)



投票用紙が投票した選挙管理委員会から与那原町選挙管理委員会へは郵送でのやりとりになりますので、日数に余裕をもってお早めに投票を行うようにしてください。

■ 不在者投票の手順

1. 与那原町選挙管理委員会に、投票用紙等を郵送請求又は直接請求してください。告示日（4月13日）以前でも請求できます。



FAXや電子メールでの受付はできません。

[不在者投票請求書 宣誓書](#) (PDF)

2. 与那原町選挙管理委員会で選挙人名簿登録確認のうえ、投票用紙、投票用封筒（内封筒・外封筒）、不在者投票証明書など書類一式が、郵送にて交付されます。
※ 請求書に記載された住所宛てへ「レターパック」で送付します。
3. 郵送にて交付された書類を持って、滞在地の最寄りの市町村選挙管理委員会をお訪ねください。そこで不在者投票ができます。
4. 投票用紙は、滞在地の市町村選挙管理委員会から与那原町選挙管理委員会へ速達郵送にて返送されます。投開票日の4月18日（日）までに本町に届かなければ無効となります。出来るだけ早い時期に投票していただくようお願いします。

② 病院・老人ホームでの不在者投票

令和3年4月14日（水）～4月17日（土）

午前8時30分～午後8時00分

（注意）施設等によって投票日時が異なります。

投票用紙等の請求は、入院・入所されている施設長がご本人に代わって代理で与那原町選挙管理委員会へ請求し、投票は施設長が管理する場所で行います。選挙日時や手続方法等については、入院先又は入所先施設等に直接お問い合わせください。

[指定施設一覧表](#) (PDF)

③ 郵便等による不在者投票

■ 要件

身体障害者手帳や戦傷病者手帳を持っている方のうち一定の障がいのある方や、介護保険の被保険者証を持っている方で要介護5の方は、自宅等で郵便等による不在者投票ができます。


なお、今回初めて郵便投票をする場合は、予め「**郵便等投票証明書**」の交付申請の手続きが必要です。同証明書の有効期限は7年間です（ただし、要介護5の方については介護保険の被保険者証の有効期間に同じ）。

申請方法については、町選挙管理委員会へお問い合わせください。

[郵便等投票証明書交付申請書](#) (PDF)

郵便等による不在者投票のできる選挙人		
障害者の区分	障害等の程度	
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能	1級又は2級
	心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸機能	1級又は3級
	免疫、肝臓機能	1級から3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹	特別項症から第2項症
	心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸	特別項症から第3項症
介護保険の被保険者証	要介護状態区分	要介護5

上記に該当する方で、さらに次のいずれかに該当し、自書できない方は、あらかじめ届け出た代理人が投票用紙に記載する「**代理投票**」による投票ができます。

 代理記載人が選挙人の指示する候補者名を記載しなかった等の場合には、2年以下の禁錮又は30万円以下の罰金に処せられます。

障害者の区分	障害等の程度	
身体障害者手帳	上肢又は視覚	1級
戦傷病者手帳	上肢又は視覚	特別項症から第2項症

[郵便等投票証明書交付申請書（代理記載）](#) (PDF)

■ 投票用紙等の請求

令和3年4月14日（水）午後5時00分まで

[郵便等投票用紙等請求書](#) (PDF)

[郵便等投票用紙等請求書（代理記載用）](#) (PDF)